

「第5次北九州市男女共同参画基本計画（素案）」の策定について

1 計画の策定について

男女共同参画社会の形成の推進については、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、男女共同参画基本計画を策定し各種施策を実施してきた。

現行の第4次計画の計画期間が令和5年度で終了したことから、第11期北九州市男女共同参画審議会の答申等を踏まえて、「第5次北九州市男女共同参画基本計画」を策定するもの。

2 計画の位置づけ

- ・「男女共同参画社会基本法」に定める市町村男女共同参画計画
- ・「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に定める基本計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める市町村基本計画

3 計画で目指す姿

市条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず社会のあらゆる分野に共に参加し、共に喜びと責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる「ジェンダー平等社会」の実現

4 計画期間

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度（5年間）

5 計画の策定経過・今後のスケジュール

○令和5年3月24日

市長より「第11期北九州市男女共同参画審議会」へ諮問

○令和5年3月から令和6年2月まで

審議実施（計4回）

○令和6年2月22日

審議会から市長へ「第5次北九州市男女共同参画基本計画の策定について」答申

○令和6年5月10日（予定）

パブリックコメント開始（6月10日までの1カ月間）

※市政だより5月15日号に掲載予定

○令和6年6月下旬～7月上旬（予定）

計画成案策定、常任委員会報告

○令和6年7月（予定）

計画策定